

消 第 6 0 8 6 号
令和4年5月23日

一般社団法人新潟県高圧ガス保安協会会長 様
一般社団法人新潟県LPガス協会会長 様
新潟県冷凍空調設備保安協会会長 様

新潟県防災局消防課長

キャッシュレス決済の導入について(通知)

日ごろ新潟県政に御協力いただき感謝申し上げます。

県では、「デジタル改革の実行方針」(令和3年7月策定・令和4年2月改訂)に基づき、手数料等のオンラインでの電子納付等(以下「キャッシュレス決済」という。)の導入を促進しており、これに伴い、収入証紙については、令和6年度前半の廃止を目指すこととしています。

つきましては、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請についても、下記のとおりキャッシュレス決済を導入することといたしますので、御承知をいただきますとともに、貴団体傘下の会員に対しても周知をお願いいたします。

記

1 キャッシュレス決済の導入予定について

(1) 県電子申請・届出システムにおける電子納付

県電子申請・届出システムにおける手数料の電子納付を予定しています。

ア 納付開始(予定)

令和4年6月1日

イ 決済手段

クレジットカード、Pay-easy(ネットバンキング)

(2) 県の窓口におけるキャッシュレス決済

県庁消防課の窓口においてキャッシュレス端末によるキャッシュレス決済を導入する予定はありません。キャッシュレス決済を利用したい場合は、(1)の電子申請・届出システムによる申請をしてください。

2 対象となる主な申請

(1) 高圧ガス保安法

- ・ 高圧ガス製造許可申請
- ・ 高圧ガス製造施設等変更許可等申請
- ・ 第一種貯蔵所設置許可
- ・ 第一種貯蔵所位置等変更許可申請
- ・ 製造施設・第一種貯蔵所完成検査申請
- ・ 高圧ガス製造保安責任者免状・高圧ガス販売主任者免状交付申請
- ・ 高圧ガス製造保安責任者免状・高圧ガス販売主任者免状再交付申請
- ・ 輸入検査申請
- ・ 容器検査所登録（更新）申請
- ・ 高圧ガスの種類又は圧力の変更申請

(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

- ・ 液化石油ガス販売事業登録申請
- ・ 液化石油ガス販売事業者認定申請
- ・ 液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付（閲覧）請求
- ・ 保安機関認定（更新）申請
- ・ 一般消費者等の数の増加認可申請
- ・ 貯蔵施設等設置許可申請
- ・ 貯蔵施設等変更許可申請
- ・ 貯蔵施設等完成検査申請
- ・ 充てん設備許可申請
- ・ 充てん設備変更許可申請
- ・ 充てん設備完成検査申請
- ・ 液化石油ガス設備士免状交付申請
- ・ 液化石油ガス設備士免状再交付・書換え申請

3 キャッシュレス決済後の収入証紙の扱いについて

キャッシュレス決済を導入する手数料については、収入証紙が廃止されるまでの間、収入証紙とキャッシュレス決済のいずれの方法でも納付可能です。

なお、キャッシュレス決済の導入については、以下の県のホームページでも御案内しております。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/suitoukanri/cashless.html>

4 県電子申請・届出システムの利用可能な申請等について

手数料が発生しない申請・届出についても、順次、県電子申請・届出システムによる電子申請が可能となります。以下の県ホームページから御利用ください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/ict/1192551360808.html>

担当：高圧ガス保安係 係長 町田

Tel：025-282-1666

Fax：025-282-1667

Mail：ngt130020@pref.niigata.lg.jp